



会 報

やまぐち

No. 63

平成8年

10月発行



東光寺

国指定建造物「東光寺」。毛利氏の菩提寺として有名で、萩市の観光名所の一つ。ここには、奇数代の藩主とその夫人の墓があり、それらを守るように5000基にのぼる石灯籠が並ぶ。毎年、盆の15日には「送り火」として石灯籠が灯される。

山口県土地家屋調査士会

目 次

着任あいさつ	山口地方法務局長 加藤光明	1
	山口地方法務局総務課長 戸島満義	2
第49回定時総会・第1回理事会開催される		3
日調連総会		10
公嘱協会第10回総会		12
自主支部長会		14
法務局視察（17条地図作成作業中間報告）		16
字部支局の移転		18
高齢者に対する感謝状		19
【投 稿】		
研究室の報告		20
【親睦クラブ紹介】		
・ゴルフ		33
・釣り		34
【事務局だより】		
会務報告		35
会員異動状況		35



着任のごあいさつ

山口地方法務局長

加藤 光明

8月1日付けの人事異動により、山口地方法務局長を命ぜられ広島法務局から着任いたしました。

平成2年4月から当局首席登記官として勤務いたしました2年間、会員の皆様には種々お世話になりありがとうございました。この度、計らずも、再び山口局勤務となりましたが、引き続きよろしくお願ひします。

私は、広島局の採用ですが、法務局での勤務年数が少なく本省、人事院と霞が関で通算18年過ごしましたが、法務局は名古屋、福井、広島及び当局と12年余りの勤務しかないうえ、主に管理畑の仕事をやってまいりましたので、第一線業務の経験が乏しいのが偽らざるところです。

さて、現在、全国の法務局で進めております登記事務のコンピュータ化作業は、将来の高度情報化社会に向けて、法務局の事務処理体制の充実・強化のため、避けて通ることのできない大事業であります。当局におけるブックレス化は、他局に比べ、スタートが遅れましたが、既に御存知のとおり9月17日から本局の管轄のうち山口市分についてオープンし、残り3町分についても11月下旬にオープンの予定です。

今後、順次、計画を拡大することとしており、第2庁目として、防府支局につきまして、8月1日から移行作業を開始したところであり、この作業を円滑に進めるために、皆様の御理解と御支援をお願いします。

次に、永年の懸案事項である地図の整備についてであります。当局におきましては、基本図一覧図作成及び一筆対査作業につきましては、3庁が完了いたしますとともに、本年度は法17条地図製作作業が宇部市において実施されており、徐々にではありますが、改善、前進が図られていることは誠に喜ばしく、皆様の御尽力に感謝いたしているところであります。今後、可能な限りこの問題に関し意を用いてまいりたいと考えておりますので、この点につきましても、より以上の御協力を願ひする次第です。

最後になりましたが、山口県土地家屋調査士会の一層の御発展と会員の皆様の御健勝を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



着任のごあいさつ

山口地方法務局

総務課長 戸島 満 義

8月1日の人事移動により、山口地方法務局総務課長を命ぜられ、高松法務局から転任してまいりました。

山口局はもとより、広島法務局ブロック管内も初めての勤務で、現在、管内情勢の把握に努めているところであります。

周防灘を隔てた松山局で採用され、10年前に高松局に転出後、以来、高知局、奈良局、高知局、高松局を経て、この度、当地でお世話になることになりました。

さて、現下の法務局の重要課題であります登記事務のコンピュータ化は、全国的に着実に進展し、本年度末には190庁に達する予定で、全登記所の15～18%が稼動し、稼動登記所が扱う登記事件数は、全登記事件数の3割近くに達しようとしています。

山口局におきましても、いよいよ9月17日から登記部門の第一次分が稼動することになっています。今後、登記部門に次いで、本年8月1日移行作業を開始した訪府支局と順次進展してまいりますが、移行作業期間中は、会員の皆様方に御迷惑をおかけすることも多々あると思いますが、何分の御協力をお願いする次第であります。

また、地図整備も重要課題の一つであります。本年度は、山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に受託いただき、宇部支局管内において、17条地図作製作業を実施しております。この事業も会員各位の御熟意により、作業は順調に推移しています。作業の完成まで引き続きよろしくお願い申し上げます。

最近の法務行政を取り巻く諸情勢は、非常に厳しいものがありますが、業務の適正かつ円滑な運営につきまして、皆様方の御支援と御協力をお願いいたします。

最後に、山口県土地家屋調査士会のますますの御隆盛と会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、着任のごあいさつといたします。

第49回定時総会・第1回理事会開催

小嶋 慎一郎

さる5月29日小郡町の山口グランドホテルにおいて定時総会が清田勝男法務局長、宮本研道小郡町長を始め多数の来賓のご出席のもと開催されました。

詳細は、議事録に譲るとして、ここでは、主要な議題である会館建設について、少し触れておきます。

提案理由

イ. 経過説明

本年2月16日JRから賃貸借でよければ貸しても良いという情報が入った。
(最終決定ではなく90%間違いないとの事であるが9月19日現在JRとの契約は未締結)

ロ. 会館建設の必要性

1. 現有会館は、司法書士と共同して使用しており狭溢であること
2. 21世紀に向けてコンピュータ化は避けて通れず、いずれ事務処理センターも必要になってくると思われ、これらの場所の確保が必要なこと
3. 最近の各県の調査士会館の傾向を見ると司調合同会館から独立会館になりつつあること
4. 会館は、我々調査士のシンボルであり、立派な会館を持つということは、調査士の誇りであること
5. 山口駅の隣接で好立地であり、調査士制度50周年を控えた今がチャンスであること

ハ. 今後の計画

1. 来年度総会に向け建設準備委員会を発足させ資金面等叩き台を作りたい。本総会では、建設準備委員会の発足の承認を得る事に留め、来年度総会までに建設準備委員会で詳細を煮詰めたい。
2. 支出の概要は、概算2億円・財源は、証紙会計、協会からの借り入れ、現有会館の処分金、助成金等
3. 会館の概要は、1階は、調査士会事務室、相談室、2階は公嘱協会事務室、3階は会議室、4階は、研究室、資料室、コンピューター室等を考えたい。
4. 落成の目標は、来年度の総会で承認いただけるものとの想定で、50周年(1999年度)の期首までと考えている。

質疑応答等

1. 財源の中に寄付金という項目を入れてほしい。(要望)
 2. 賃貸借契約の締結は、来年の総会まで待ってもらえるのか
(それでよいとの回答を得ている。)
 3. 県都である山口市のイメージを考えて、地元との協議を尽くして計画、設計してほしい。(了解)
 4. 会館建設は、証紙会計と関連があるのでその辺の整備をしてほしい。(了解)
- 以上で、採決を行った結果賛成多数となり会館建設準備委員会の発足となりました。

その後の経過

6月26日第1回理事会

調査士会館建設準備委員会規則(別紙参照)が可決制定され併せてその委員が選出された。

9月19日第1回建設準備委員会

委員の業務分掌が下記の通り決定され、併せて予算計画、建設計画に付いて協議された。

記

委員長 乗川会長
副委員長 総務部担当 高田副会長
建設部担当 小嶋副会長

各委員の業務分掌

総務部	副部長	瀬口副会長
	委員	八木総務部長
	"	木下監事
	"	浦井岩国支部長
建設部	副部長	溝口下関支部長
	委員	水津協会理事長・宇部支部長
	"	田中徳山支部長
	"	友景防府支部長
	"	青木山口支部長
	"	三好萩支部長

以上、会館建設に向けていよいよ具体的に行動を始めました。ご協力をお願いします。各支部、各部所から委員選任され、全員一生懸命です。

ご意見、ご要望など、遠慮なくお願いします。

会館建設経過報告

平成8年2月15日

J R小林課長から乗川会長に対し、「山口駅構内の一部の土地を調査士会館建設用地に貸付けすることが可能であろう」との話があった。

平成8年2月16日

貸付け地の位置図を受領（山口グランドホテルにて）

平成8年2月22日

総務・財務部会と併せて正副会長・部長会議を開催し、会館を建設するか、否かについて協議し一応建設する方向で、今後前向きに検討していくこととした。

平成8年3月6日

西日本旅客鉄道㈱広島支社長に対し文書により、当該土地は会館建設に格好の土地であり、借用が可能であれば会館建設に向け諸準備、具体的な検討にはிரいたい。旨借用の可否について打診した。

平成8年4月

小林課長から、8月J R西日本の資産運用会議が開催され未利用地について協議されるので、貸付けについての決定はその後になる旨電話連絡が会長へあった。

平成8年4月16日

正副会長・総務部長の出席により、会館建物の規模並びに資金計画について検討協議した。

平成8年4月25日

総会前の理事、支部長合同会議で会館新築問題について討議され、前向きに検討することについての可否を総会議題として上程することとなった。

平成8年5月15日

司調両会の協議会が開催された。（正副会長、総務部長）

平成8年5月23日

総会打合せ（会館建設議題について）

（出席者 会長、高田副会長、八木部長）

平成8年5月29日

定時総会に第4号議案（調査士会館移転新築の件）を上程「前向きに会館建設に取り組むため、会館建設準備委員会（仮称）の発足の承認が挙手多数により決定した。」

平成8年6月26日 理事会開催

山口県土地家屋調査士会館建設準備委員会規則が制定された。

委員の選出について次のとおり決定した。

委員の数 14名

委員の選出

正副会長 総務部長 木下監事（税関係精通者）水津公囑協会理事長 各支部から各1名（7名）

各支部長と会長との協議により支部長が委員となることに決まった。

平成8年8月28日 委員委囑

平成8年9月19日 第一回建設準備委員会開催

委員長外役員選出及び各委員の担当業務が次のとおり決定

委員長 乗川会長

副委員長 高田副会長（総務部会長）

〃 小嶋副会長（建設部会長）

総務部会 高田部長 瀬口副部長

八木委員 木下委員 浦井委員

建設部会 小嶋部長 溝口副部長

田中委員 友景委員 青木委員 水津委員 三好委員

平成8年9月25日 第1回建設部会開催

会館の規模、構造について協議

平成8年10月1日 JR西日本旅客鉄道㈱小林課長から乗川会長に次のとおり連絡があった。

会館用地としてJR所有地（山口駅構内の一角）を9年4月1日から定期借地権としての契約を締結したい。（今後の交渉窓口は同社施設課係長吉村照志氏が担当する。）

平成8年10月9日 JR西日本旅客鉄道㈱との協議

1 調査士会 垂川会長・小嶋副会長・山本事務長

JR 広島支社 吉村用地開発係長 植田主席

山口鉄道部 伊藤部長・久保工務科長・田尾駅長

2 場 所 山口駅 鉄道部長室

3 協 議（JRからの提示事項）

(1) 借地契約は50年定期賃借契約とし、本年度中（3月末）に締結したい。

(2) 敷金は15月分

(3) 敷地内の下水管、電柱等の調査をしておく。

(4) 避難通路は、レンタル建物との空き地を使用できると思われるが、これについては今後検討する。

会館建設準備委員会（第1回）議事録

日 時	平成8年9月18日 (水) 1時30分から	出席者			
		会 長 乘 川 良 介 岩国支部長 浦 井 義 明	副 会 長 高 田 吉 雄 徳山 “ 欠 席	副 会 長 小 嶋 慎 一 郎 防 府 “ 友 景 稔	副 会 長 瀬 口 潤 二 山 口 “ 青 木 正 治
場 所	山口県司調会館	総務部長 八 木 哲 郎 萩 “ 三 好 一 敏	代表監事 木 下 勝 下関 “ 溝 口 保 二	公嘱理事長 水 津 久 太 郎 (宇部支部長)	

挨拶（乗川会長）

（議事進行 高田副会長）

本年度総会において、会館建設に前向きに取り組むため準備委員会を発足することが承認され、先の理事会で規則が制定された。これにより本日お集りの方々に委員をお願いしたところである。

りっぱな会館ができますようご協力をお願いする。現在JRからの敷地借用が決定していないがJR本社への働きかけを高田副会長と行いたい。

会館の落成は1999年が調査土法制定50周年に当るのでこれに合わせたい。

協 議

- 1 委員長・副委員長の選出 委員長 乗 川 良 介
 について 副委員長 高 田 吉 雄（総務担当）
 副委員長 小 嶋 慎 一 郎（建設担当）

- 2 各委員の担当業務分掌について

総務部会

部会長 高 田 吉 雄 副会長 瀬 口 潤 二
 部委員 八 木 哲 郎 木 下 勝 浦 井 義 明

建設部会

部会長 小 嶋 慎 一 郎 副部会長 溝 口 保 二
 部委員 田 中 拓 朗 友 景 稔 青 木 正 治
 水 津 久 太 郎 三 好 一 敏

上記のとおり互選、指名により決定した。

（規則第4条の規定を14名を14名以内に要改正）

- 3 会館建設の今後の取組みについて

- 両部会に分かれて今後の取組みについて協議され、3時45分から全体会議を再開、両部会から次のとおり部会の報告があった。

総務部会（瀬口副部会長）

建設費は2億円規模で、建設部で立案して頂きたい。（備品も含む）

建設部会（小嶋委員長）

- 駅前でありりっぱなものを建設したい。
- 鉄骨造り4階建・陸屋根は避ける。（漏水）
- 建物は下駄履きにはしない。
- エレベーターを設置する。
- 玄関には庇をつける。（雨天の日のために）
- 駐車場の周囲をブロックで囲むことはしない。
- 各階の利用方法
 - 1階 手前から相談室・事務室・応接室
 - 2階 公嘱協会事務局
 - 3階 会議室（防音の間仕切りを設置）
 - 4階 研究室・コンピュータ室・その他

以上の報告に対する意見、質疑等

（委員長）

- 財源に寄付金を検討して欲しい、木下委員には寄付者に対する税制上の優遇措置の有無等をお願いする。
- 設計業者を5社程度選定の上、建物の概要、諸条件を提示し、設計を募集し採用したものには賞金（10千円程度）を出す等コンペを実施したい。
- 建物に電子基準点を設置したい、国土地理院等との関連、設備、経費等を含め三好委員に調査検討をお願いしたい。
- 会議室には舞台がほしい。（折たたみ式のものあり）
- 会館建築施工業者はJR指定業者である「広成建設」を要請されるが、設計は必ずしも「高田建築設計事務所」を強く要請はされない。

その他の意見、提案

- 会債の発行
- 現会館建設に、証紙を含め出資した者と、その後に入会した者との公平を図る、特に今後の入会者に対する措置を考える必要がある。

以上

香取会館第49回定例会



連合会第52回定時総会報告

副会長 瀬口潤二

平成8年6月17日（月）、6月18日（火）の二日間に亘り東京の「ホテル メリディアン パシフィック東京」において日本土地家屋調査士会連合会の第52回定時総会が開催された。

この総会では、山口会の乗川会長が、議長団に選任された。乗川会長は、二日目の議事について議長としての重責を果たされた。

また、一日目の総会の表彰式で、法務大臣表彰を授章されたので報告しておきます。

第一日目は、平成7年度の事業経過の報告と一般会計収支決算の報告承認の件が審議された。この中で、①行政改革、規制緩和の一環からくる、補助者の人数制限撤廃の件、②登記所の適正配置計画実施の施策への対応としての事務所形態の研究の件、③土地家屋調査士の今後の運営問題からくるモデル会則作成の問題点、について代議員より次々に質疑があり、特に審議の過程の公開を強く要望されていたのが印象的であった。

全般的に言って、行政改革、規制緩和の波は、確実に土地家屋調査士を取り巻く環境に押し寄せていること、この環境に、連合会がどのように対応していくのかが問われていることを強く感じた。

「行政改革、規制緩和の聖域はない。」という連合会会長の言葉は、「土地家屋調査士としての専門法とは何であるのか」がPRできないなら21世紀に土地家屋調査士制度そのものの存在意義すらなくなるということと同義であろう。ともかく、質問続出で、審議時間いっぱいであった。

表彰式では、国会開催中のため、残念ながら法務事務次官による伝達表彰であったが、懇親会には、長尾立子法務大臣も列席され、土地家屋調査士制度の重要性と制度維持発展についての励ましのご祝辞を受けた。

大臣自身の列席は、ここ最近ないここで、出席者一同感激していた。

会場の雰囲気、暖かく、大変なごやかで、大臣の物腰の柔らかさは非常に印象的であった。大臣を囲んで記念撮影したり、談笑したりといつになく盛り上がった懇親会であったことを報告しておきます。

「公嘱協会設立 10周年記念式典を終えて」

式典実行委員長 竹内重信

8月23日、湯田温泉ホテルかめ福で開催いたしました協会設立10周年記念行事は、多くの皆様のご支援を賜り、盛会裡の内に終えることができました。改めてお礼申し上げます。オープニングの記念講演では山口地方局品川寿興主席登記官が“公嘱業務の実態と重要性について”と題し、参列された80余名の県市町村の公嘱業務担当者に力強く講演され私共にも勇気を頂きました。

次いでTBSスポーツコンサルタント衣笠祥雄氏のプロ野球での体験を生かした“限りなき挑戦”は感動と涙を誘い満場の皆さんからも大きな拍手を頂き、又、講演後のサイン会も大いに賑わいました。協会設立10周年記念式典は予定通り、午後4時15分開会、加藤光明山口地方事務局長、二井開成山口県知事、河村建夫法務政務次官を始め、自元佐内正治山口市長以下県下各行政機関や友交団体、又、県外からの参会者を含め112名の御来賓をお迎えして、差無く終えることが出来ました。後の懇親会は社員も交わり和やかな会を過ごしました。

平成7年の、山口協会の事業実績は、全国統計資料より1人当たり平均高3,439千円で全国6位にランクされる所であり、今後の事業推進についても、この記念式典の成果を生かし大きな飛躍を期するものであります。



祝 社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
設立10周年記念式典



祝 社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
設立10周年記念式典



支部長会に望んで

溝口保二

就任二年目の支部長会、去年は宇部支部でお世話になり、今年度は下関でと私が支部長をすると順番が廻って来る様です。

去年の支部長会で決めた通り、本年度は県外でと少し変わった所の視察もして見ようと、島の登記業務はどのようなものか、興味津々壱岐まで足をのばす事に致しました。

各支部長はもとより、会長、副会長の同席も頂き雨の中を福岡からなんとか壱岐までたどり着き視察もそこそこにし、ホテルで早速会議に取りかかる。まず総会資料の交換を行い各支部の研修計画から、今後の支部研修のあり方等、意見交換、会長からも中国ブロック協議会の動き、これからの本会予定等をお聞きし、各支部の研修日程の参考にする。

初日は18時30分まで会議を行い、なんと言っても会議場所が壱岐である海産物の豊富な地での夕食が楽しみで風呂もそこそこ、食卓に並ぶ料理に、壱岐特産の壱岐娘焼酎に舌鼓、一夜も短かく明け8時30分より、二度目の会議宇部支部担当のアジスカナスカの内容報告、近傍支部の協力依頼等、10時迄時間の足りない会議であったが、今日は雨も上がり視察に出かける事にした。

壱岐の島は東西に十五キロ、南北に十五キロの車で三十分走れば端から端までたどりつける便利な島で、一番高い山が三百十二メートル、頂上まで車が登り、三百六十度の大パノラマである。残念な事に呼子、対島等眺む事は出来なかったが、小島が点在し、すばらしい景観であった。こんな小さな島にも法務局はあったが残念ながら日曜日で視察は中止、髪はないのになぜか後ろ髪を引かれる思いで帰路に着く。

“バスガイド自称キャサリン”



事業



法務局視察

17条地図作成作業中間報告

代表責任者 瀬口潤二

宇部地区で法17条地図作成作業が行われています。

作業規模は、約30ha程度です。筆数560筆、関係者数約300人です。

作業実務者 公共嘱託登記土地家屋調査士協会宇部支所社員18名（20名中）の土地家屋調査士と各事務所の補助者約36名で約50名程度がかかわっています。

また、一筆の境界の立ち会い作業では、県下の30歳前後の法務局職員が、約50名がかかわりました。

作業期間について 6月24日現地事務所を開設し現地立ち会いを7月末に立会い業務を終了しています。境界標識の設置作業を8月中旬までに終え9月中旬をめどに観測終了、9月末に計算というスケジュールも順調に消化中です。

写真は、9月5日、地元選出の代議士、河村建夫法務政務次官と小池信行民事局第三課長による現地視察の様様です。

今後の予定、いよいよまとめの段階に入ります。とともに土地の所有者と調整作業が若干あります。これが、12月いっぱい係ると思います。年明けとともに、縦覧期間を経て、2月末から3月中旬にかけて17条地図が公示できるのではないかと考えています。

今回の17条地図の作成過程や、この作業実施によって土地家屋調査士会が獲得できた成果については、次回の報告にて行いたい。

宇部地方合同庁舎落成

平成8年9月5日、宇部地方合同庁舎が完成し、河村建夫法務政務次官をはじめ、多数の招待者をお迎えして盛大な落成式典が挙行されました。

山口県土地家屋調査士会から、乗川会長と共に臨席の栄に浴すことができましたので、概要を報告します。

新庁舎は宇部市街の中心部をながれる真綿川が海に注ぐ河畔に宇部市がすすめる“ふるさとの川モデル事業”にマッチするよう景観にも十分配慮された、地下1階、地上5階の立派な建物です。入居官庁数は山口地方法務局宇部支部を管理官庁として6官庁が入居するそうで、宇部支局は2階3階部分です。

今年、宇部支局管内では、小野田出張所、山陽出張所が統廃合されます。新庁舎が法務行政の窓口として更なる活躍をされますようご期待いたします。



土地家屋調査士会

高齢者に対する感謝状

日本土地家屋調査士会連合会顕彰規定第7条2項規定（米寿）により次の三名の方に感謝状が送られました。

堀 敬 次（岩国支部）

溝 口 要（下関支部）

尚、昨年は佐伯徳（徳山支部）・八木右金次（防府支部）さんが受賞されました。

溝 口 要 堀 敬 次

事務所 下関市小月茶屋3-1-7
明治39年4月20日生

事務所 熊毛郡平生町大字曾根2026
番地

明治40年12月1日生

終戦（昭和20年迄）大陸（朝鮮）にて当時なく子もだまる特高警察の公務に就く。

終戦後 昭和21年に司法書士認可

昭和27年に土地家屋調査士登録

昭和26年土地家屋調査士として登録開業し、司法書士とともに現在まで業務を続けられ、平成7年12月1日（米寿の年）に前内閣総理大臣の村山富市氏より、勲六等瑞宝章を受章され、翌年6月11日には、土地家屋調査士会連合会長より、永年勤続の感謝状をうけられました。



研究室の報告**境界立会い**

境界立会の目的は現地において登記簿の土地がどこに位置し、どの範囲までが筆界かを関係当事者にて公図をベースに確認する作業であり、土地家屋調査士として高い技術力を問われる分野である。法律的な知識はもちろん、土地に関する歴史、その地区の特殊性及び、立会出席者をまとめる指揮力、立会い者を説得するだけの知識・話術を必要とし、この業務の進行しただけでは工期及び目的を達成できなくなる場合も発生するので特に注意を要する。

山口県における立会形態を大別すると、次の4区域に区別できる。

1. 公図（旧土地台帳附属地図）の地域
2. 土地区画整理事業等により確定図面がある地域
3. 市町村が国土調査法に基づいて実施し、法務局に送りこんだ地域
（法第17条地図に指定された地域）
4. 地図のない山林地域

それぞれの地域で立会いまでに行う作業が異なる。

地域区分

1. 公園地域



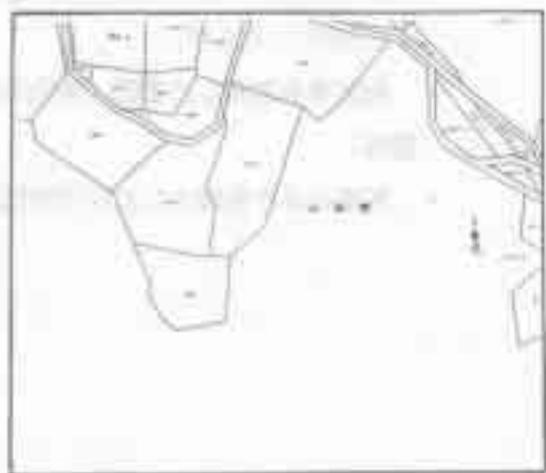
2. 土地区画整理地域



3. 法第17条地区図地域



4. 地図のない山林地域



1. 準備書面

立会いに先だち準備すべき書類等

- ① 公図写（必要により閉鎖図……旧図を謄写する）
 - ② 地積測量図の写、又は確定図面（土地区画整理法等による換地図……辺長記載したもの）
 - ③ 土地登記簿調査表
 - ④ 隣接地主一覧表（現住所及び相続の有無、電話番号）
 - ⑤ 住宅地図等、第3者に立会地が明示できる地図
- 以上は最低必要である。

立会区域等が広い場合

- ⑥ 公図をトレースし、地目、地積、所有者名を記入した合成図
 - ・ 小字が分かれている場合は、接続せずに平行にずらしてトレースする（里道等の幅員がちがう為）。
 - ・ 面積が確定した図面（地積測量図の求積部分）がある場合は、マークを付けておくと便利である。
- ⑦ 立会付近の基礎図
 - ・ 各市町村が保存する基本図（都市計画図）等入手し拡大（1/1,000又は1/500）したもの。
 - ・ 街区等を実測した素図（建物等は別に測らなくても一筆の形状を設定できる資料）
 - ・ 写真により処理された住宅地図（縮尺明記のもの）

③ 土地登記簿調査表

№1 土地調査表

下 関 市 火 字 柿 乃

調査年月日 社. 7. 11. 15 印

字 号	種 目	積 算	地 積	地 主	地 主 住 居 地 番	地 主 住 居 地 番	地 主 住 居 地 番	地 主 住 居 地 番	地 主 住 居 地 番	備 考
火字第 14-1	雑種地	66	18	新日本建設株式会社	下関市東区火字一丁目1番11号	E-281211	E-281211	E-281211	E-281211	E-281211
火字第 14-15	雑種地	217.21	56	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所
火字第 14-16	雑種地	188.86	48	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所
火字第 14-17	雑種地	314	80	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所
火字第 14-18	雑種地	4.88	1	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所
火字第 17-10	雑種地	6.81	1	新日本建設株式会社	下関市東区火字一丁目10番11号	E-281211	E-281211	E-281211	E-281211	E-281211
火字第 18	雑種地	50	13	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所
火字第 19	雑種地	20	5	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所
火字第 19	雑種地	388	98	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所
火字第 20	雑種地	14.61	4	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所
火字第 21	雑種地	388	98	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所
火字第 22	雑種地	388	98	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所
火字第 23	雑種地	388	98	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所
火字第 24	雑種地	388	98	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所	下関市大学総合研究所

⑤ 住宅地図

位置図

縮尺=1:1,500



⑦ 基 礎 図



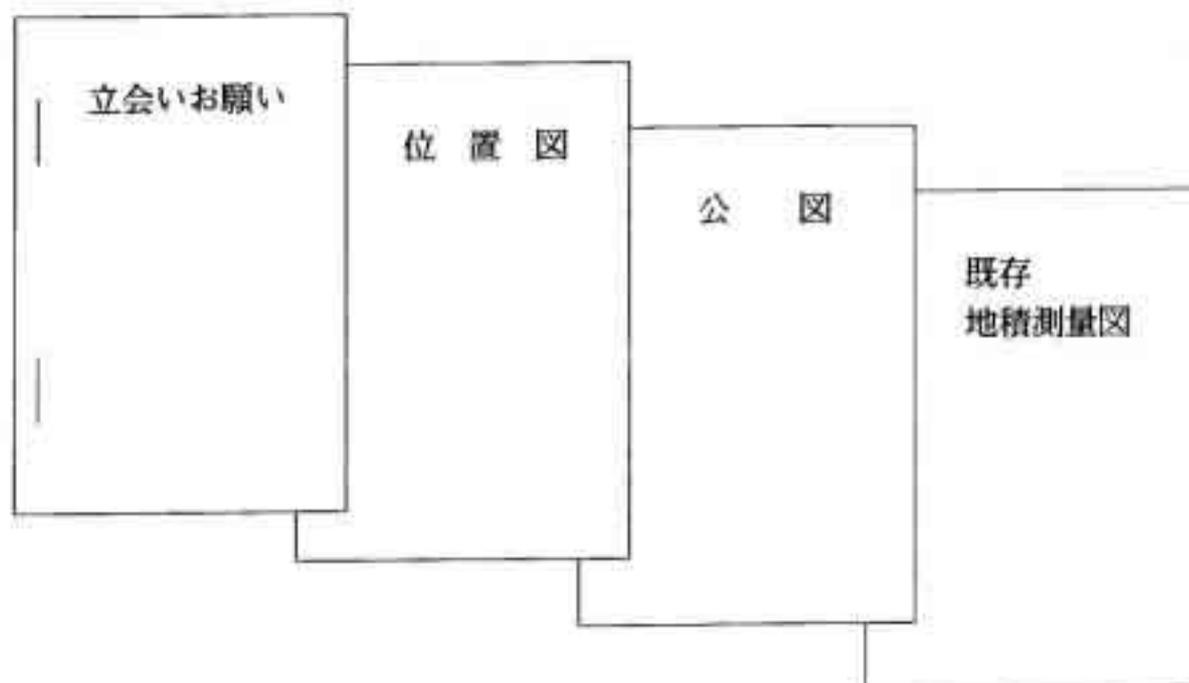
2. 立会いの依頼

(1) 民地依頼

業務受託として、隣接所有者に対する立会要請が行うものとする。これは、境界が相隣関係のつきあいにより決定する為である。

土地家屋調査士として調査した資料と、一定の様式で作成した文面を作成し依頼者に渡す。同行を求められた場合は費用を請求し、立会の必要性を説明する。

- ① 隣接所有者には目的を説明し、後日立会日を設定するので協力してほしい旨を伝える。
- ② 法第17条地図地域等、立会前に復元が必要な場合は事前に仮杭を打つとの承諾を取っておくこと。
- ③ 隣接所有者にも別途、担当土地家屋調査士を選任する機会を与えると良い。



民地立会通知様式例

平成 年 月 日

隣接地 番 所有者

様

土地境界立会いについてのお願い

ご多忙中まことに恐縮ですが、下記私有土地の調査・測量をするにあたり、貴殿所有土地との境界を確認いたしたく、甚だ、勝手ではありますが、下記日時に現地立会いをお願い申し上げます。

もし、ご都合の悪いときは、あらかじめ貴殿のご都合をお知らせ頂ければ幸いに存じます。

なお、当方担当の土地家屋調査士は下記のとおりです。おって、境界について測量図等の関係資料がございましたら、その際は是非ともご持参願います。

住所
番所有者 氏名
TEL () ー

事務所
土地家屋調査士 氏名
TEL () ー

立会日時 月 日 () 前後 時 分から
(雨天の場合は中止し、追ってご通知申し上げます。)

場 所 番地先
(立会確認箇所は、別図朱線部分です。)

(2) 官公庁への立会申請

公共用地の立会い依頼は、通常申請書を一部提出して境界確定の為協議に参加するように求めるものである。

提出先を区別すると

- ① 国有地（各省庁が管理するもの）
例. 国道、保安林等
- ② 国有地（都道府県及び市町村が管理するもの）
例. 里道、水路、公有水面等
- ③ 県有地
例. 県道、県営住宅用地等
- ④ 市町村有地
例. 市道、市営住宅用地等
- ⑤ 前各号に掲げるものの他、これに類するもの
例. 道路公団、住宅公団、特殊法人等

申請書に添付する書類は各官公庁で異なるが、一般的には下記の図書が必要である。

1. 申請書（協議書）1通

- 法人が申請人（土地所有者）の場合は代表者とする。ただし、法人登記上代表権のない支店長、営業所長（実務上の土地管理者）等から申請する場合は、代表権限を証する書面を添付。
- 複数の共有者、相続人からの申請の場合、全員からの委任状があれば1名にて申請することができる。
- 土地所有者に代わって委任を受けた場合は、委任状添付をすれば土地所有者の住所氏名のみ記載で押印は不要である。

2. 位置図（縮尺 1/5,000程度のもの）

3. 案内図（住宅地図等）

4. 公図写（法務局備付け公図に縮尺、方位、転写年月日及び転写した者の職氏名を記入押印したもの）

5. 土地登記簿謄本（3ヶ月以内のもの）
6. 隣接土地所有者一覧表
7. 法務局備付け地積測量図
8. その他必要な図書（旧公図、換地確定図等）

* 必要添付書類として現況実測平面図の記載があるが、一般的には立会後の確認書に添付するので申請時には必ずしも必要としない。

しかし、立会前に航測図を拡大したもの、又は実測素図（トレースをした地形図でなくただ結線をした図面）に公図等を同縮したものを重ねて、地番設定をしておく問題点が良くわかり立会時のミスを防げる。



(別記様式第1号)

A4

境界確認協議申出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

下関土木建築事務所長 殿

(申出書) 住所 下関市武久町 ○ ○
 氏名 ○ ○ ○ ○ 印
 電話 認印
 連絡先

(代理人) 住所
 氏名 印
 電話

私所有の下記土地と国有地との境界について必要書類を添えて協議いたします。
 なお、協議成立後は申出者の負担において、実測平面図を作成し提出いたします。

記

- 1 申出地の所在 下関市武久町 ○ ○ ○
- 2 申出の理由 土地境界確認の為
- 3 申出地に隣接する国有地の種類 道路
- 4 立会希望年月日
- 5 添付書類
 位置図、案内図、公図の写、隣接土地所有者一覧表、土地登記簿謄本
 その他 ()

B5

月 日	課 長	課長補佐	主 査	係 長	主 任	係
-----	-----	------	-----	-----	-----	---

受付番号 No. _____
市道第 _____ 号線

平成〇〇年〇〇月〇〇日

下関市長 江 島 潔 殿

住 所 ○ ○ ○ ○
氏 名 ○ ○ ○ ○
連絡先

印
認印

市 道 境 界 立 会 願

位置 ○ ○ ○ ○

上記地先の市道路敷地と所有地の境界確認のため立会くださいますようお願い
します。

1. 境界立会を必要とする理由

○ ○ ○

2. 添付図面 (1) 字図 (2) 位置図 (3) 必要により実測平面図、断面
図、登記簿等。(字図、法務局の字図を正確に写したものでな
ければ受理できません。)

(注) 立会箇所の隣接地主(対向含む)、氏名及び面積地目を字図に記入のこと。

3. 国調完了地区の王喜、小月、清末、王司は地籍図(多角点)に図面番号併記
し提出。

立会日時 平成 年 月 日() 時 分 ~ 時 分

立会者

関係地主

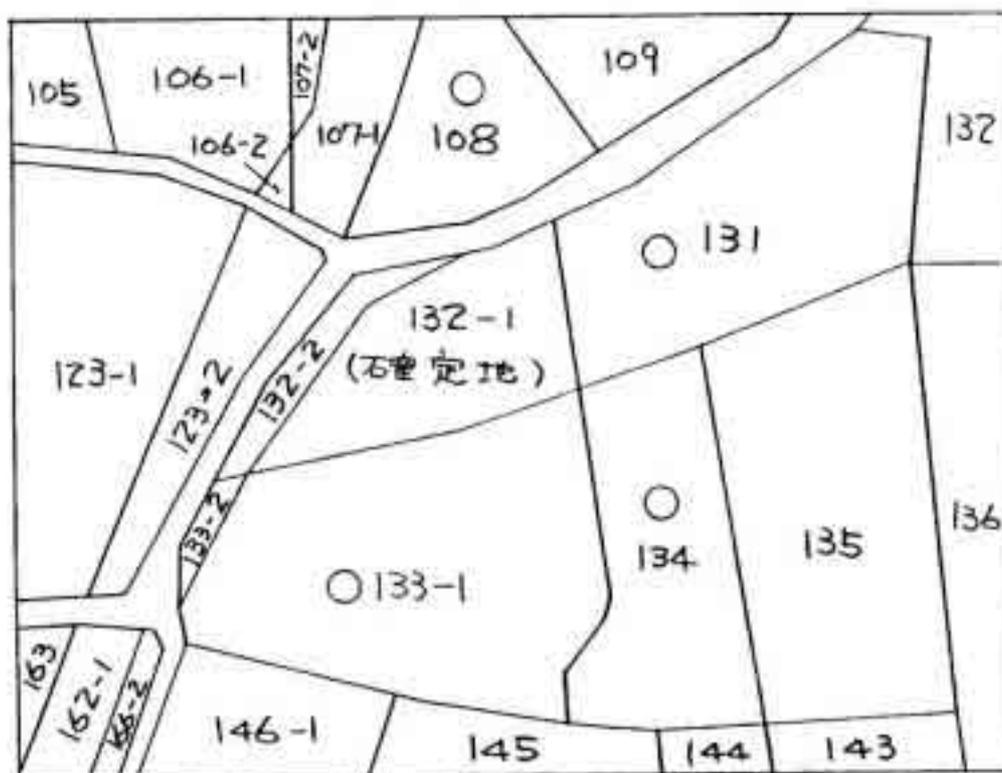
処理てん末

販(3) 立会い者の範囲

1. 民地について接するすべての土地について行う。
2. 公共用地については

国道、県道、一部市道等は管理者にて境界管理がなされているので、対岸の所有者の立会は不要。

里道、水路等（建設省所管国有財産）は管理する図面等が公図だけなので、対岸所有者の出席を求めて幅員の確保に伴う確認が必要。



○の記号 108, 131, 133-1, 134の所有者、132-2, 133-2については管理者の立会いが必要。

(4) 立会日時の決定

- a) 官公庁の立会日を基準に決定し、官公庁が複数の場合はできるだけ同時立会ができるよう調整をしてもらう。

隣接地主が多い場合は、各ブロックに分けて立会い時間に差をつけ、あまり地主を待たせないような方法を取ること。

- b) 日付が決定したら依頼人に連絡を取り、隣接所有者に通知してもらう。
- c) 立会者が多数で日付の調整がつかないときは、個別に対応することになる。この場合、一度ではなかなか決定せず両者ごとの意見調整と調査士の業務負担が大きくなる。

クラブ紹介

Y・T・G（親睦ゴルフクラブ）

萩支部 藤 津 浩

Y・T・Gも回を重ねて6回目となりました。

今回は、萩支部の引受けて、8月24日美祢カントリークラブで行なわれました。真夏ということと法務局関係の行事が重なり、毎回10組程度集まるところが7組27人と少なめでした。

参加者は、プロ級から初心者まで各自闘志は内に秘め、和気あいあいのうちにプレーを楽しみました。

今回注目をあびたのは、東コース7番パー4で2打目を5番アイアンでスーパーショット見事にチップインイーグルを取った杉本事務所の湯面栄子さんであります。

本人のコメント……………「狙っていました。」

同伴者のコメント……………「当たり損ねのボールがいつのまにかみえなくなった。」

いづれにしても、おめでとうございました！

プレー終了後は表彰式を行ない多数の賞品をもらう人、参加賞をもらう人……

上位3名の成績は下記の通りです。

1位	磯村 美樹	グロス	80	ネット	69.2
2位	磯村 芳樹		80		70.4
3位	中坪 清		77		71.0

☆次回は徳山支部の引受けて、11月頃行なう予定です。

第5回 つりクラブだより

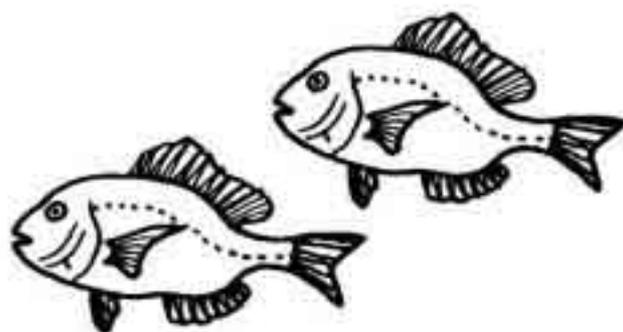
山口支部 青木正治

防府支部松山高明幹事引受けにより、会員、法務局職員10名の参加。船員さんの協力により、下記のとおり、午前4時防府市富海漁港を出港し、5時過ぎ、つり場に到着しましたが、時間が経つにつれ霧が深くたちこめ良ポイントへの移動も、ままたらぬ状態であったが西山雅敏船長の御陰で我々は釣果が得られ、満足でありましたが、他のクルーザーに乗船された方々はクルージングを楽しまれた様子で御疲れさまでした。

帰宅してからあじのサシミで一献の酒は美味で、つりクラブに感謝感激、幹事、御疲れ様。

記

- 1. 平成8年6月22日(出) 午前3時45分集合
- 1. 大分県姫島沖 あじ、さびき釣り
- 1. 釣果 西山会員の舟のみ 1人 あじ・鯛 12匹



事務局だより

会 務 報 告

5月14日(火)	広報部会	8月31日(出)	}	自主支部長会議
15日(水)	正副会長会議	9月1日(日)		
28日(火)	定時総会打合せ会	4日(水)	}	財務担当者会同 (日調連)
29日(水)	第49回定時総会	5日(木)		
6月15日(土)	研究室会議	12日(木)	}	中プロ協議会定例総会
17日(月)	日調連総会	13日(金)		
18日(火)		18日(水)	広執部会	
26日(水)	理事会	19日(木)	調査士会館建設準備委 員会	
7月20日(土)	研究室会議	21日(土)	研究室会議	
23日(火)	法務局との協議会	25日(水)	法司調三者協議会	
25日(木)	法司調三者協議会	“	会館建設部会	
8月4日(日)	} 中プロ会長会議・監査会	30日(月)	県・法務局との協議会	
5日(月)				
8月8日(水)	支部企画委員と本部業 務部との合同会議			

会 員 異 動 状 況

1. 会員入脱会状況

支部	氏 名	入会年月日	事 務 所	TEL
下関	福 田 幸 秀	8.5.20入会	下関市貴船町2丁目3-2	0832 23-6185

2. 事務所住所変更

支部	氏 名	年月日	変 更 事 項	TEL
山口	百 田 芳 文	7.11.20 自 宅	〒753-02 山口市大字大内長野719-17	0839 27-3326
山口	野 上 茂 樹	8.5.20 事務所	山口県美祿郡美東町大字大田5503の6	08396 2-5678
下関	打 越 充 治	8.6.11 事務所	下関市三河町15-20	0832 55-1008
山口	大 田 浩	8.8.1 事務所	山口県吉敷郡小郡町大字下郷1079-10	0839 73-0905
岩国	角 田 和 芳	8.8.30 事務所	〒742 柳井市南町一丁目9-1	0820 22-6654
下関	藤 山 政 志	8.9.2 事務所	〒750-11 下関市小月茶屋一丁目7-24	0832 82-2577
徳山	宮 崎 晴 雄	8.9.17 事務所	徳山市児玉町二丁目13	0834 32-1456
宇部	小 田 義 一	8.9.18 事務所	宇部市大字西岐波484の1	0836 51-7254

発行 山口県土地家屋調査士会

山口市駅通り2丁目9番15号

電話 (0839) 22-5975

FAX (0839) 25-8552

振替 01590-5-11085

発行者 山口県土地家屋調査士会

会長 乗川 良介

広報担当副会長 小嶋慎一郎

広報部長 高杉千河生

部員 阿部 次男

〃 河内 正幸

〃 上村 栄

印刷所 西京コーポレーション

山口市中央5丁目15番11号

電話 (0839) 24-3130